

一般社団法人 資産運用業協会
会 長 菱 田 賀 夫 殿

(商号又は名称) HCアセットマネジメント株式会社
(代 表 者) 代表取締役社長 森本 紀行

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 9 条第 1 項第 17 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2026年5月末日現在)

資本金 2億1,280万円

発行可能株式総数 30,000株

発行済株式総数 2,685株

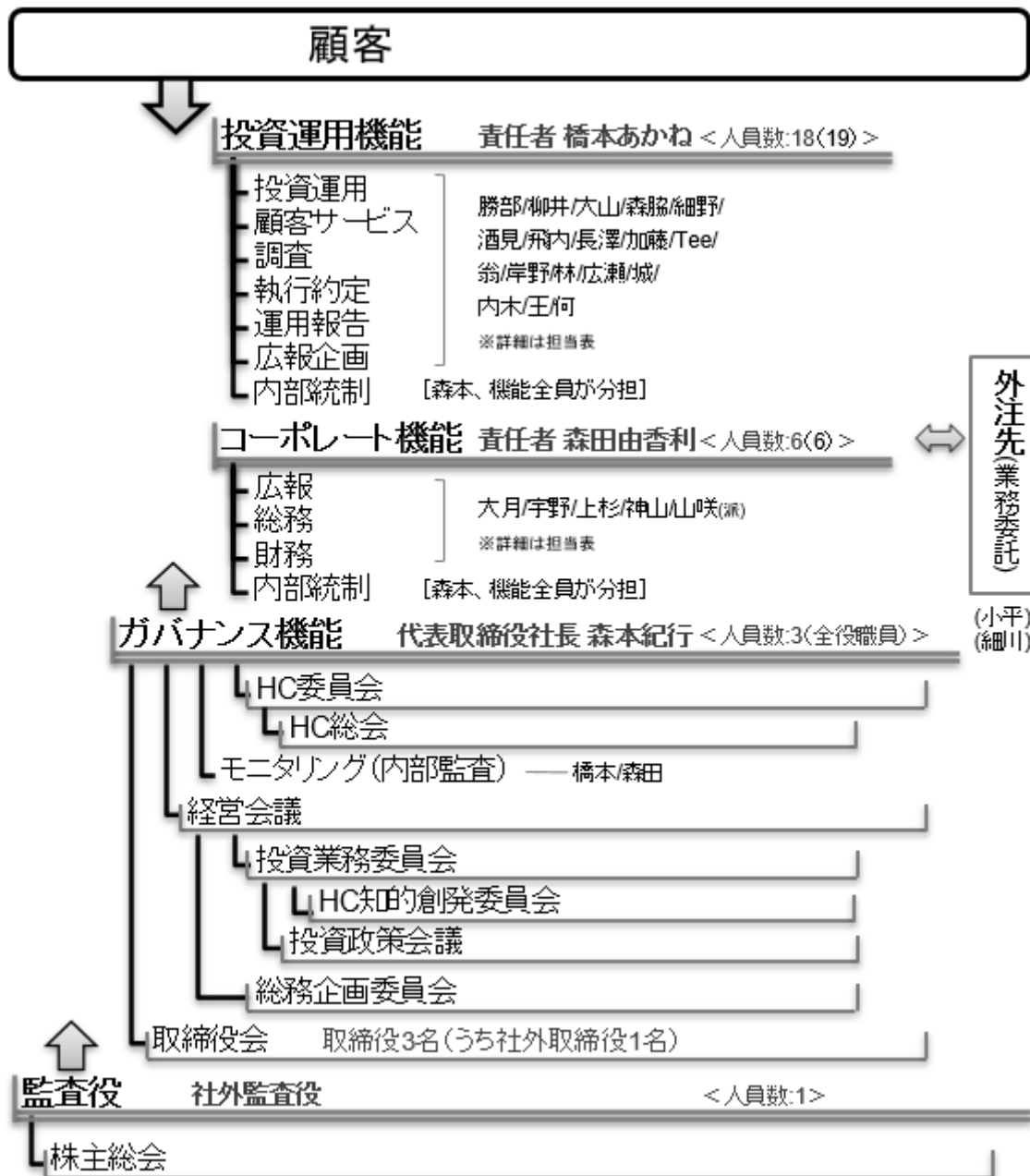
最近5年間における主な資本金の額の増減

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構 (2026年5月末日現在)

① 組織体制

委託会社の組織体制は、業務をその機能ごとに区分した「業務機能」を定義し、「業務機能」を所管する「責任者」が担当する機能において、顧客本位の業務運営に必要となる意思決定をする体制となっており、その具体的な内容が「組織規程」にて定められています。また、組織体制の変更は取締役会での承認事項として「業務分掌規程 (決裁権限例表)」に定められています。なお、その組織図は以下のとおりです。



② 取締役会および監査役による業務執行の監視・監督

委託会社は、取締役会および監査役制度を採用し、取締役会および監査役による取締役の業務執行の監視・監督を実施しています。

委託会社の取締役会は、取締役3名(うち社外取締役1名)および監査役1名で構成されており、毎月1回取締役会を開催し、各業務機能の業務執行状況の報告を受けることで取締役の業務執行の監督を行っています。

監査役は、株主総会、取締役会、経営会議および委員会に出席し、役職員から報告を求め、また財産の状況等の調査を通じ、取締役の業務執行の監視・監督を行っています。

取締役会および監査役が取締役の業務執行の監視・監督を行うため、法令諸規則に準拠してい

ない業務執行が行われた場合は、その経緯および今後の対応を取締役会で報告すべきことが「過誤訂正規則」にて定められています。

③ 各業務担当の業務内容および業務分掌

委託会社は、投資信託委託業務と販売業務およびその関連業務を行います。

イ) 投資信託委託業務

ファンドの設定、信託財産の運用指図、目論見書および運用状況に係る情報の作成、一部解約の実行、収益分配金の再投資等を行います。

ロ) 販売業務およびその関連業務

ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）をする業務、顧客の本人確認を行う業務、ウェブサイトを企画する業務、ウェブサイトを運営する業務、投資信託分別管理に関わる業務等を行います。

「業務分掌規程」において、業務内容および業務分掌を定めています。このうち、投資信託委託業務は投資運用機能の投資運用が担います。販売業務およびその関連業務のうち、ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）をする業務は顧客サービスが、顧客の本人確認を行う業務は投資運用機能の内部統制が、ウェブサイトを企画する業務は投資運用機能の広報企画が、ウェブサイトを運営する業務はコーポレート機能の広報が、投資信託分別管理に関わる業務はコーポレート機能の財務が担います。

| 業務機能 | | 業務内容および業務分掌 |
|--------|--------|--|
| 投資運用機能 | 投資運用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資運用業務 ・ 投資助言業務 ・ 投資信託委託業務 ・ ファンドアドバイザー業務 |
| | 顧客サービス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資運用業の顧客に関わる業務 ・ ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）を行う業務 ・ 有価証券の私募を行う業務 ・ みなし有価証券等の私募の取扱いを行う業務 ・ 投資一任契約または投資助言契約締結の媒介・代理を行う業務 |
| | 調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資機会の発掘を行う業務 ・ 運用のリスク分析を行う業務 |
| | 執行約定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資運用における執行、約定を行う業務 |
| | 運用報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用成果と取引を報告する業務 |

| | | |
|----------|------------------|--|
| | 内部統制 | <ul style="list-style-type: none"> ・投資成果の妥当性を検証するリスク管理業務 ・規程に沿った業務手続を検証する業務 ・法令遵守態勢を整備する業務 ・顧客の本人確認を行う業務 |
| | 広報企画 | <ul style="list-style-type: none"> ・HCブランド向上を企画する業務 ・ウェブサイトを企画する業務 |
| コーポレート機能 | 広報 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報の実施に関わる業務 ・ウェブサイト運営する業務 |
| | 総務 | <ul style="list-style-type: none"> ・機関運営・経営管理に関わる業務 ・IT基盤に関わる業務 ・人事・採用・労務に関わる業務 ・総務一般に関わる業務 |
| | 財務 | <ul style="list-style-type: none"> ・資本政策、会計、経理、経営リスク管理、税務に関わる業務 ・投資信託分別管理に関わる業務 |
| | 内部統制 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守態勢を整備する業務 |
| ガバナンス機能 | モニタリング (内部監査) | <ul style="list-style-type: none"> ・内部管理態勢のモニタリングに関わる業務 ・法令等遵守態勢の統括に関わる業務 |

体制等は、2026年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 事業の内容及び営業の概況

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。委託会社の運用する証券投資信託は2026年4月末現在、以下の通りです。

| 種類 | 本数 (本) | 純資産総額 (千円) |
|---------|-----------|---------------|
| 追加型投資信託 | 4 | 11,185,678 |
| 単位型投資信託 | — | — |
| 合計 | 4 | 11,185,678 |

3. 委託会社等の経理状況

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるHCアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成

19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)及び第24期事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第 23 期 (2025 年 3 月 31 日) | 第 24 期 (2026 年 3 月 31 日) |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 682,162 | 727,145 |
| 預託金 | | |
| 顧客分別金信託 | 4,110 | 1,100 |
| 前払費用 | 29,482 | 32,609 |
| 未収委託者報酬 | 12,810 | 245 |
| 未収運用受託報酬 | 188,989 | 227,694 |
| 未収還付法人税等 | 6,975 | — |
| その他 | 482 | 441 |
| 流動資産合計 | 925,013 | 989,237 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 10,044 | 10,044 |
| 減価償却累計額 | △6,458 | △7,010 |
| 建物（純額） | 3,585 | 3,034 |
| 器具備品 | 115,287 | 115,848 |
| 減価償却累計額 | △88,070 | △98,954 |
| 器具備品（純額） | 27,216 | 16,894 |
| 有形固定資産合計 | 30,802 | 19,928 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 53,393 | 63,641 |
| ソフトウェア仮勘定 | 32,450 | — |
| 商標権 | 204 | 157 |
| 無形固定資産合計 | 86,048 | 63,799 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 32,222 | 37,304 |
| 保険積立金 | 4,930 | 5,752 |
| 長期差入保証金 | 42,111 | 42,111 |
| 繰延税金資産 | 14,366 | — |
| 投資その他の資産合計 | 93,630 | 85,167 |
| 固定資産合計 | 210,481 | 168,895 |
| 資産合計 | 1,135,494 | 1,158,132 |

(単位：千円)

| | 第 23 期 (2025 年 3 月 31 日) | 第 24 期 (2026 年 3 月 31 日) |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | | |
| 顧客からの預り金 | 3,110 | 3,130 |
| その他の預り金 | 7,970 | 8,158 |
| 未払金 | 210 | 505 |
| 未払費用 | 28,475 | 26,662 |
| 未払消費税等 | 3,643 | 6,536 |
| 未払法人税等 | — | 14,735 |
| その他 | 342 | 356 |
| 流動負債合計 | 43,753 | 60,085 |
| 固定負債 | | |
| 長期未払金 | 35,407 | 38,756 |
| 退職給付引当金 | 1,233 | 1,490 |
| 繰延税金負債 | — | 95 |
| 固定負債合計 | 36,640 | 40,342 |
| 負債合計 | 80,394 | 100,427 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 212,800 | 212,800 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 50,000 | 50,000 |
| その他資本剰余金 | 373,250 | — |
| 資本剰余金合計 | 423,250 | 50,000 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 14,652 | 14,652 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 1,243,811 | 780,043 |
| 利益剰余金合計 | 1,258,463 | 794,695 |
| 自己株式 | △838,635 | — |
| 株主資本合計 | 1,055,878 | 1,057,495 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △777 | 208 |
| 評価・換算差額等合計 | △777 | 208 |
| 純資産合計 | 1,055,100 | 1,057,704 |
| 負債・純資産合計 | 1,135,494 | 1,158,132 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第23期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) | 第24期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) |
|-----------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 36,125 | 19,408 |
| 運用受託報酬 | 571,340 | 610,451 |
| その他 | 1,258 | 805 |
| 営業収益合計 | 608,724 | 630,665 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 41,647 | 42,910 |
| 広告宣伝費 | 5,217 | 5,116 |
| 調査費 | 26,173 | 22,881 |
| 委託計算費 | 53,693 | 53,739 |
| 営業雑経費 | 7,096 | 6,906 |
| 通信費 | 3,539 | 3,396 |
| 印刷費 | 397 | 418 |
| 協会費 | 1,966 | 1,846 |
| 諸会費 | 1,193 | 1,246 |
| 営業費用合計 | 133,828 | 131,555 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 224,131 | 231,069 |
| 役員報酬 | 36,600 | 36,600 |
| 給料・手当 | 170,621 | 177,779 |
| 賞与 | 16,909 | 16,690 |
| 法定福利費 | 27,977 | 28,994 |
| 福利厚生費 | 788 | 1,167 |
| 人材開発費 | 2,625 | 2,151 |
| 業務委託費 | 61,270 | 66,436 |
| 交際費 | 2,550 | 3,393 |
| 寄付金 | 2,580 | 1,230 |
| 旅費交通費 | 4,189 | 3,290 |
| 租税公課 | 6,239 | 6,387 |
| 不動産賃貸料 | 74,160 | 74,360 |
| 退職給付費用 | 4,237 | 4,226 |
| 固定資産減価償却費 | 41,431 | 37,934 |
| 諸経費 | 14,529 | 12,700 |
| 一般管理費合計 | 466,712 | 473,342 |
| 営業利益 | 8,183 | 25,767 |

(単位：千円)

| | 第 23 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日) | 第 24 期 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日) |
|--------------|---|---|
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 9 | 18 |
| 為替差益 | — | 3,950 |
| その他 | 0 | 44 |
| 営業外収益合計 | 9 | 4,013 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 1,579 | — |
| 営業外費用合計 | 1,579 | — |
| 経常利益 | 6,612 | 29,780 |
| 税引前当期純利益 | 6,612 | 29,780 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,265 | 13,796 |
| 法人税等調整額 | △930 | 14,366 |
| 法人税等合計 | 3,335 | 28,163 |
| 当期純利益 | 3,277 | 1,617 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第23期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|-----------------------------|---------|--------|--------------|-------------|--------|---------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 当期首残高 | 212,800 | 50,000 | 373,250 | 423,250 | 14,652 | 1,240,533 | 1,255,185 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | 3,277 | 3,277 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額) | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | 3,277 | 3,277 |
| 当期末残高 | 212,800 | 50,000 | 373,250 | 423,250 | 14,652 | 1,243,811 | 1,258,463 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|-----------|-----------|------------------|----------------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | △ 838,635 | 1,052,601 | △1,000 | △1,000 | 1,051,600 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | | 3,277 | | | 3,277 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額) | | | 222 | 222 | 222 |
| 当期変動額合計 | — | 3,277 | 222 | 222 | 3,500 |
| 当期末残高 | △ 838,635 | 1,055,878 | △777 | △777 | 1,055,100 |

第24期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|-----------------------------|---------|--------|--------------|-------------|--------|---------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 当期首残高 | 212,800 | 50,000 | 373,250 | 423,250 | 14,652 | 1,243,811 | 1,258,463 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | 1,617 | 1,617 |
| 自己株式の消却 | | | △838,635 | △838,635 | | | |
| 利益剰余金から 資本剰余金への 振替 | | | 465,384 | 465,384 | | △465,384 | △465,384 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | △373,250 | △373,250 | — | △463,767 | △463,767 |
| 当期末残高 | 212,800 | 50,000 | — | 50,000 | 14,652 | 780,043 | 794,695 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------|-----------|------------------|----------------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | △838,635 | 1,055,878 | △777 | △777 | 1,055,100 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | | 1,617 | | | 1,617 |
| 自己株式の消却 | 838,635 | — | | | — |
| 利益剰余金から 資本剰余金への 振替 | | — | | | — |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | | | 986 | 986 | 986 |
| 当期変動額合計 | 838,635 | 1,617 | 986 | 986 | 2,603 |
| 当期末残高 | — | 1,057,495 | 208 | 208 | 1,057,704 |

【注記表】

(重要な会計方針)

| | |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | <p>有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。 なお、耐用年数は4年～15年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> |
| 3. 引当金の計上基準 | <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> |
| 4. 収益及び費用の計上基準 | <p>「収益認識に関する会計基準」を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。</p> <p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>1. 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>2. 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約において定められた受託資産額に対して運用受託報酬料率を乗じて算出され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は投資一任口座の運用期間にわたり収益として認識しており、また、成功報酬は、対象となる投資一任口座のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p> |

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------|--------|-------|
| 繰延税金資産 | 14,366 | — |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産について、全額回収可能性がないと判断し、評価性引当金を控除したため計上しておりません。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自2024年4月1日至2025年3月31日)

① 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 9,004株 | — | — | 9,004株 |

② 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 6,319株 | — | — | 6,319株 |

③ 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

第24期(自2025年4月1日至2026年3月31日)

① 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 9,004株 | — | 7,338株 | 1,666株 |
| B種類株式 | — | 1,019株 | — | 1,019株 |

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少7,338株のうち、自己株式消却による減少6,319株、B種類株式への転換による減少1,019株であります。

2. B種類株式の発行済株式総数の増加1,019株は、普通株式からの転換による増加であります。

② 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 6,319株 | — | 6,319株 | — |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少6,319株は、自己株式消却によるものです。

③ 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

I 金融商品の状況に関する事項

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当社は、資金運用については預金や投資信託の受益証券を含む金融商品や預金等に限定しております。資金調達については、原則として銀行その他の金融機関からの借入に限定しております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 信託財産が分別保管されている未収委託者報酬、未収運用受託報酬については、信託財産が分別保管されていることから信用リスクは限定的であると判断しております。 未収運用受託報酬の信用リスクは、債権管理事務要領に沿ってリスク低減を図っております。 投資有価証券は、投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 未収運用受託報酬に関しては、債権管理事務要領に従い、各取引先の担当者が相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 また、投資有価証券は定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。 加えて、各取引先の担当者からの報告等に基づき財務が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。 |

II 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金・預金」、「預託金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「預り金」及び「未払金」は、現金であること、または短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

第23期 (2025年3月31日)

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------|----------|--------|----|
| 投資有価証券 | 32,222 | 32,222 | — |
| 資産計 | 32,222 | 32,222 | — |

第24期 (2026年3月31日)

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------|----------|--------|----|
| 投資有価証券 | 37,304 | 37,304 | — |
| 資産計 | 37,304 | 37,304 | — |

Ⅲ. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第23期（2025年3月31日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|--------|--------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | — | 32,222 | — | 32,222 |
| 資産計 | — | 32,222 | — | 32,222 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

第24期（2026年3月31日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|--------|--------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | — | 37,304 | — | 37,304 |
| 資産計 | — | 37,304 | — | 37,304 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第23期(2025年3月31日)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価(千円) | 差額(千円) |
|--------------------------|---------|------------------|----------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | 32,222 | 32,999 | △777 |
| | 小計 | 32,222 | 32,999 | △777 |
| 合計 | | 32,222 | 32,999 | △777 |

第24期(2026年3月31日)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価(千円) | 差額(千円) |
|--------------------------|---------|------------------|----------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | 25,442 | 24,999 | 442 |
| | 小計 | 25,442 | 24,999 | 442 |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | 11,862 | 12,000 | △138 |
| | 小計 | 11,862 | 12,000 | △138 |
| 合計 | | 37,304 | 36,999 | 304 |

2. 売却したその他有価証券

第23期(自2024年4月1日至2025年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自2025年4月1日至2026年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

第23期(自2024年4月1日至2025年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自2025年4月1日至2026年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第 23 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

なお、勤続 5 年以上の従業員に係る退職一時金は、当社退職金規程により支給額が確定していることから長期未払金に計上しております。また、従業員に係る退職一時金のうち、支給時期が 1 年以内となるものについては、未払金に計上しております。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | | |
|--------------|--------|----|
| 退職給付引当金の期首残高 | 500 | 千円 |
| 退職給付費用 | 4,237 | 千円 |
| 退職給付の支払額 | — | 千円 |
| 長期未払金への振替額 | △3,504 | 千円 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 1,233 | 千円 |

3. 退職給付の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | | |
|---------|-------|----|
| 退職給付債務 | 1,233 | 千円 |
| 退職給付引当金 | 1,233 | 千円 |

4. 退職給付費用

| | | |
|----------------|-------|----|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 4,237 | 千円 |
|----------------|-------|----|

第 24 期 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

なお、勤続 5 年以上の従業員に係る退職一時金は、当社退職金規程により支給額が確定していることから長期未払金に計上しております。また、従業員に係る退職一時金のうち、支給時期が 1 年以内となるものについては、未払金に計上しております。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | | |
|--------------|--------|----|
| 退職給付引当金の期首残高 | 1,233 | 千円 |
| 退職給付費用 | 4,226 | 千円 |
| 退職給付の支払額 | △82 | 千円 |
| 長期未払金への振替額 | △3,886 | 千円 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 1,490 | 千円 |

3. 退職給付の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | | |
|---------|-------|----|
| 退職給付債務 | 1,490 | 千円 |
| 退職給付引当金 | 1,490 | 千円 |

4. 退職給付費用

| | | |
|----------------|-------|----|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 4,226 | 千円 |
|----------------|-------|----|

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

| | 第 23 期 (2025 年 3 月 31 日) | 第 24 期 (2026 年 3 月 31 日) |
|-------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 395 千円 | 1,367 千円 |
| 退職給付引当金・長期未払金 | 11,549 | 12,685 |
| 差入保証金償却超過 | 3,782 | 3,782 |
| 保険積立金 | 3,233 | 3,233 |
| その他有価証券評価差額金 | 238 | — |
| その他 | 2,422 | 2,700 |
| 繰延税金資産小計 | 21,621 | 23,770 |
| 評価性引当額 (注) | △7,254 | △23,770 |
| 繰延税金資産合計 | 14,366 | — |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | — | △ 95 |
| 繰延税金負債合計 | — | △ 95 |
| 繰延税金資産 (△は負債) の純額 | 14,366 | △ 95 |

(注) 評価性引当額が 16,515 千円増加しております。この増加の主な内容は、将来の課税所得の見込みが減少したことによるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 第 23 期 (2025 年 3 月 31 日) | 第 24 期 (2026 年 3 月 31 日) |
|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 法定実効税率 | 30.6 % | 30.6 % |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 32.2 | 5.5 |
| 住民税均等割 | 4.4 | 1.0 |
| 評価性引当額 | 2.0 | 56.3 |
| 留保金課税 | — | 0.1 |
| 税率変更による繰延税金の修正差額 | △ 8.2 | — |
| 所得税額控除 | △ 10.5 | △ 0.0 |
| その他 | 0.0 | 1.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 50.4 | 94.6 |

(資産除去債務関係)

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当該事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

| | 第 23 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日) | 第 24 期 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日) |
|---------------------|---|---|
| 委託者報酬 | 36,125 千円 | 19,408 千円 |
| 運用受託報酬 (うち、成功報酬) | 571,340 千円 (一 千円) | 610,451 千円 (15,257 千円) |
| その他 | 1,258 千円 | 805 千円 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 608,724 千円 | 630,665 千円 |
| その他の収益 | 一 千円 | 一 千円 |
| 外部顧客への売上高 | 608,724 千円 | 630,665 千円 |

(セグメント情報等)

第 23 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントですが、投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦からの営業収益が、損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める顧客はいないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第 24 期（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントですが、投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦からの営業収益が、損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める顧客はいないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者に関する注記)

第 23 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

第 24 期（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 第23期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) | 第24期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) |
|--|--|
| 1株当たり純資産額 392,961円 22銭 1株当たり当期純利益 1,220円 71銭 なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 | 1株当たり純資産額 393,930円 80銭 1株当たり当期純利益 602円 25銭 なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 |

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第23期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) | 第24期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) |
|------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益 (千円) | 3,277 | 1,617 |
| 普通株主 (普通株主と同等の株主を含む) に帰属しない金額 (千円) | — | — |
| 普通株式 (普通株式と同等の株式を含む) に係る当期純利益 (千円) | 3,277 | 1,617 |
| 普通株式 (普通株式と同等の株式を含む) の期中平均株式数 (株) | 2,685 | 2,685 |

(注) B種類株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2026年6月9日
作成基準日 2026年6月2日
本店所在地 東京都千代田区神田神保町二丁目11番地
お問い合わせ先 コーポレート機能

独立監査人の監査報告書

2025年6月2日

HCアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 上 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉 持 奈 美 子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHCアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HCアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月2日

HCアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 上 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉 持 奈 美 子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHCアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HCアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。